

資料その1

平成29年度前期分 学費免除・徴収猶予について

- ◇対 象 鶴岡キャンパスの新入学生
- ◇受付期間 平成29年3月21日（火）～平成29年4月3日（月）
16:30 [厳守] ※ただし、土・日・祝日を除く
郵送の場合、この日まで必着
- ◇時 間 9:30～12:00 / 14:00～16:30 [厳守]
- ◇提出場所 農学部1号館1階 学務担当窓口

注意

!! 入学料を納付済みの方は入学料免除・徴収猶予の申請はできません。

!! 授業料引落のための口座振替手続きをしていない方は大至急手続きをしてください。

!! 申請者本人が提出場所へ持参してください。やむをえない事情により、郵送を希望する場合には、農学部事務室学務担当へ事前連絡の上、必ず簡易書留で封筒表に「授業料免除申請書類在中」と朱書きし、問合せ先に記載の住所宛にお送りください。【期限日必着】

!! 受付期間を過ぎての願書の提出はいかなる理由があっても一切受け付けません。

!! 願書提出後、4月1日までに変更があった方は速やかに担当まで申し出てください。変更があったにも関わらず申し出なかった場合、遡って免除許可を取り消します。

!! 各種書類に「マイナンバー」は記載しないでください。

全員が提出する書類 ※印のあるものは発行日が申請日から3か月以内のもののみ有効

	提出書類	注意事項
1	入学料免除・徴収猶予第二次願書 授業料免除願書	- 平成29年4月1日現在（見込）で、申請者本人が記入。 - 保証人署名欄のみ保証人（父母等）の自署が必要。
2	平成28年度（平成27年分） 所得証明書※	- 就学者及び就学前児を除く家族全員分を提出（主婦、高齢者、無職者等も必要） - 独立生計の申請者は提出が必要。 - 収入金額が明記（所得がない場合は0円と記載）されているもの - 原則1人1枚発行のものを提出。1枚に世帯全員分記載のものは不可。 - 日本以外の証明書の場合、日本語訳も添付してください。
3	平成29年1月1日以降発行の 住民票（世帯全員のもの） ※	- 家族全員分の住民票（本籍、続柄、住民票コード、マイナンバーを載せていないもの） - 二世帯以上の家族が同じ住所に住んでいる場合、その世帯分全ての住民票（世帯全員のもの）を提出。 - 住民票抄本（個人のもの）は不可

!) 所得証明書、住民票は発行後に塗り潰す、ホッチキスを取る等手を加えたものは不可。

該当する家族がいる場合提出する書類※印のあるものは発行日から申請日から3か月以内のもののみ有効

- (!) 各種様式は山形大学ホームページから**ダウンロード**してください。
古い様式での提出はできません。必ず最新の様式を入手してください。
- (!) 添付書類に**ホッチキス**をしないでください。(役所で予め留められていたものを除く)
- (!) すべて **A 4 サイズ**に整えてください。

	該当事項		提出書類等（A 4 サイズに整えて提出）
4	給与収入のある者	平成28年1月1日以前に就職	・平成28年分の源泉徴収票の写し
		平成28年1月2日以降に就職	①平成28年分の源泉徴収票の写し ②給与支払（見込）証明書※（様式2）または直近3ヵ月分給与明細書の写し（余白に賞与の有無と就職年月日を記入。） 満3ヵ月分の給与明細がない場合は給与支払（見込）証明書を提出すること。
		平成28年1月1日以降に退職	①平成28年分源泉徴収票の写し ②退職証明書（様式3でも可） ③退職証明書に退職金の有無の記載がない場合、金額等それがわかる書類
		・上記に該当するものが複数ある場合はすべてを提出。 ・休職中、源泉徴収票が発行されない等の場合は早めに担当窓口までご相談ください。	
5	給与収入以外の所得のある者		・平成28年分確定申告書（控）第一表 第二表の写し （分離課税分がある場合は、第三表及び付表等も提出）または平成29年度市区町村・都道府県民税申告書（控）両面の写し
6	年金・恩給受給者 （遺族、障害者年金等を含む）		①平成28年分の年金源泉徴収票の写し ②最新の払込通知書または改定通知書の写し※ ! 遺族年金、障がい者年金等非課税の年金の場合、源泉徴収票の写しは不要です。 最新の振込通知書を提出してください。
7	失業給付金受給者 （受給予定を含む）		・雇用保険受給資格者証の裏表全ページの写し
8	生活保護費 児童扶養手当等受給者		・生活保護支給額通知書や各種手当証書の写し等
9	就学者 高等学校以上の	国立の学校	・在学・授業料免除状況証明書（様式7）※
		公立、私立の学校	・在学証明書（各学校所定の様式）※
		・4月から新入学生の場合、不足書類一覧（様式1）を提出し、4月14日（金）まで証明書を提出。 ・夜間、定時制、通信制の場合、上記と申立書（様式5）を提出。	
	予備校、職業訓練校、大学校等に在籍		・申立書（様式5） 就学者に含まれません。就学者を除く家族欄に名前を記入
10	母子・父子世帯		・母子・父子世帯申立書（様式4） 上記8を参照。 ・母子父子世帯の詳細については資料その2を参照してください。

	該当事項	提出書類等（A4サイズに整えて提出）
11	長期療養者がいる世帯 ！）確定申告で医療費控除をした者のみ対象	①平成28年分確定申告書（控）第一表・第二表の写し ②病名と療養期間（6ヵ月以上）が確認できる診断書※
12	障がい者等がいる世帯	①障がい者手帳の写し 上記6を参照。
13	家計支持者が単身赴任で別居している世帯	・別居先の家賃、光熱水費領収書の写し または支払証明書（1年分）・提出された領収書分を控除
14	平成28年1月以降に死亡した者がいる世帯	・死亡診断書の写しまたは除籍抄本の写し ・保険金関係書類の提出は不要。
15	申請者本人が 給付型 奨学金を受給している場合	・奨学金の受給金額、受給期間のわかるもの ・日本学生支援機構等貸与型は不要。
16	独立生計者及び留学生	①生活費収支申告書（様式8） ②独立生計者は、本人（配偶者）が被保険者の家族全員分の健康保険証写し
17 注1	東日本大震災で被災した世帯	・被災の程度が明記された罹災証明書（全壊・大規模半壊）、被災証明書（原発事故により避難）等

注1 東日本大震災により被害を受け、証明する書類等を提出した方は、被災状況を考慮して審査をすることがあります。予算が未定のため、必ずしも考慮されるとは限りません。

期限までに提出できない書類がある場合	不足書類一覧（様式1）
--------------------	-------------

注意事項

- ・申請内容の事実確認のため、本資料に例示されたものの以外に提出を求めることがあります。担当者の指示に従ってください。
- ・記載事項が事実と相違していた場合は、免除許可を取り消します。
- ・提出された書類の返却はできません。
- ・願書提出後、不備や不明な点がある場合は、申請者本人の携帯電話に連絡をします。特別な理由（入院等）がなく連絡が取れない場合は、審査の対象から除外します。
- ・後期分の免除申請を希望される方は、夏休み前頃に改めて申請書類等の提出が必要です。詳細は掲示板にてお知らせいたします。

判定結果の通知と授業料の納入

- ・前期分の判定結果の決定通知は、7月上旬（予定）に送付いたします。
- ・転居等により願書、結果通知用封筒に記載した住所に変更等がありましたら、速やかにお申し出ください。（願書提出時に窓口にて封筒を記入していただきます。）
- ・判定結果が出るまで、入学料、授業料の納入が猶予されます（授業料は登録口座からの引き落としが一時停止されます）。
- ・前期分判定結果が半額免除または不許可となった方の前期分授業料の引落日は、7月26日（水）です。授業料請求額が指定された口座から一括で引き落とされます。

Frequently Asked Questions

Q：願書に記入する家族に、祖父母は含まれますか。

A：同居の場合（二世帯住宅等含む）含まれます。願書に記入してください。

Q：市役所等発行の所得証明書に給与収入額が記載されています。

源泉徴収票の提出は必要ですか。

A：源泉徴収票では、昨年の給与収入額と転職の有無、所得証明書は2年前の所得（収入）の内訳を確認します。必ず両方の書類を提出してください。

Q：確定申告時に源泉徴収票を提出したため、源泉徴収票が手元にありません。

内容に間違いありませんので、確定申告書を提出すればいいですか。

A：確定申告書では代用できません。源泉徴収票の再発行の手続きをしてください。

Q：書類の発効日が古いものでも提出できますか。

A：資料記載の提出書類に※印が付いているものは、申請日（前期は4月1日）から3か月以内に発行されたもののみ有効です。※印のないものは発行されている中で最新のものを提出してください。

Q：兄が3月に大学を卒業し、4月から就職します。どのような書類が必要ですか。

A：家族と同居する場合：所得証明書及び勤務先から発行の給与支払見込証明書（様式2）
家族と同居しない場合：願書に名前は記入せず、住所が別であることがわかる書類（アパート契約書の写し等）を提出してください。

！4月から同居しない家族の書類は、事実確認のため4月以降発行の書類に限る場合があります。

Q：妹が4月から進学予定で、申請期限までに受験の結果がわかりません。願書にはどのように記入しますか。

A：申請書類提出時は、学校名欄に「受験中」と鉛筆で記入してください。正式に決定後、在学証明書の提出とともに願書にボールペンで進学先を記入します。

問い合わせ先

鶴岡キャンパス

山形大学農学部事務室学務担当

TEL 0235-28-2809/2808 土日祝日を除く平日の9:00~16:00

〒997-8555 山形県鶴岡市若葉町1-23

保護者からの電話問い合わせ等のご遠慮願います。

詳しくは別添「免除申請に関する留意事項」をご覧ください。

【！】本資料記載内容のほか、授業料免除申請の詳細については、「**資料その2 学費免除・徴収猶予申請について**」を確認してください。山形大学HPから各自ダウンロードしてください。

「個人情報の利用」について

提出いただいた書類の個人情報は、授業料免除申請及び免除決定事務にのみ使用し、第三者に開示・提供・預託することはありません。

免除申請に関する留意事項

入学料免除・徴収猶予及び授業料免除申請については、学生本人の申請に基づくものでありますが、申請内容等についてはご家族の協力なしには作成することはできません。審査等を円滑に進めるためにも、学生本人が申請内容を十分理解した上での申請をお願いします。

なお、家族状況等については様々な事情もあります。免除申請を行う場合には関係書類の提出が求められることもあるため、ご家族が合意の上での申請をお願いします。申請内容の一部を学生に秘密にしたままにしたいというご希望にはお応えできません。

（！）申請は学生本人が行ってください。

保護者または代理の方による手続きはできません。

※長期入院などによる場合は、事前に電話連絡をお願いします。

（！）質問は学生本人が行ってください。

願書には、個人情報が多く含まれます。そのため、申請に関する問合せは学生本人のみとします。

また、申請内容を証するために必要な根拠資料の提示や説明は、貴重な社会経験となります。保護者の方が直接話した方が早い場合もあるかとは思いますが、全て学生本人を経由させていただきますので、保護者の方による電話問合せ等はご遠慮願います。

（！）受付期間を過ぎての願書の提出は一切受けません。

交通障害・身内の不幸等不測の事態であっても申請期限後の受理は認められませんので、余裕をもって提出してください。

（！）記載事項が事実と相違していた場合、免除許可を取り消します。

申請書は事実に基づき記入してください。故意または重大な過失等がある場合は、「山形大学授業料、寄宿料免除及び授業料徴収猶予規程」に基づき遡って免除を取り消します。